

# 江戸川看護専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 江戸川看護専門学校は、保健師助産師看護師法に定める看護師の養成機関として、地域社会のニーズに対応できる基礎的知識及び技術を養い、倫理に基づいた看護実践ができる看護師の養成を目的とする。

### (名称)

第2条 江戸川看護専門学校（以下「本校」という）と称する。

### (位置)

第3条 東京都江戸川区西瑞江5丁目1番地6に置く。

### (学校評価等)

第4条 本校は教育水準の向上を図り、学則第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育研究活動その他必要な事項について、自己点検及び学校評価を行うものとする。

2 学校評価検討会議については別に定める。

### (課程及び学科)

第5条 本校の課程及び学科は、次のとおりとする。

医療専門課程 看護学科（3年課程）

### (学生定員、修業年限及び在学期間)

第6条 学生定員、修業年限及び在学期間は、次のとおりとする。

学科名	学生定員		修業年限	在学期間
	学年定員	総定員		
看護学科（3年課程）	40名	120名	3年	6年を超えない

## 第2章 学年・学期及び休業日

### (学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

### (休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 季節休業（学年を通じて10週間以内で校長が定める）
- (4) 創立記念日 6月23日

2 校長は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行い、又は、休業日以外の日に授業を行わないことができる。

### 第3章 入学

#### (入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本校の行う入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者  
で文部科学大臣の指定した者

#### (入学の出願)

第10条 入学を希望する者（以下「入学志願者」という）は、本校所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 提出書類、方法等に関する事項は別に定める。

#### (入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

#### (入学手続き)

第12条 前条の規定による入学試験に合格した者は、校長が指定する期限までに保証人2人と連署した誓約書・保証書に入学料を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、独立生計を営む者で、かつ、1人は東京都内又はその近接地に居住する者でなければならない。
- 3 保証人等に関する事項は別に定める。

#### (入学の許可)

第13条 校長は、前条の手続きを完了した者に入学を許可する。

#### (転入学・編入学)

第14条 本校に転入学を希望する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進度が同程度であり、かつ、定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

- 2 第9条から前条までの規定は、前項の規定により転入学しようとする者について準用する。

#### (特待生制度)

第15条 学生の奨学に資するため、特待生制度を置く。

- 2 特待生制度については別に定める。

## 第4章 教育課程等

### (教育課程)

第16条 本校の教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

### (単位の基準)

第17条 別表に定める各科目の単位数は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

### (単位の認定)

第18条 授業科目を履修し試験等が合格した者に、所定の単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、単位認定に関し必要な事項は別に定める。

### (成績評価)

第19条 履修科目の評価は、各授業科目の担当教員が学習状況、出席状況、試験及びレポート等の成績により行う。

2 前項に規定するもののほか、成績評価に関し必要な事項は別に定める。

### (大学卒業者等の履修科目の認定)

第20条 校長は、江戸川看護専門学校に入学する前に次に掲げる学校等において履修した科目を有する者について、本人からの申請(学則様式1)に基づき、本校の総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校の教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学
- (2) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- (3) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- (4) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- (5) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- (6) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
- (7) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
- (8) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

(9) 救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 34 条第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

(10) 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 1 号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 42 号）による、改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号）別表第 4 に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表 3 に定める基礎分野の履修に替えることができる。

#### （卒業の認定）

第 2 1 条 校長は、別表に定める全科目の単位の修得した者、かつ出席すべき日数の 3 分の 1 以上欠席していない者に対して卒業の認定を行い、卒業証書（学則様式 2）を授与する。

2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士（医療専門課程）と称することができる。

### 第 5 章 休学・退学・復学・除籍

#### （休学、退学）

第 2 2 条 休学又は退学を希望する者は、その理由を詳記して保証人連署の上、校長に申請してその許可を受けなければならない。休学する者はその理由が傷病によるとき等、医師の診断書を添えるものとする。

2 校長は健康上の理由により一定期間授業を欠席する必要があると認める者に対し、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して 1 年以内とし、在学期間には算入しないものとする。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、更に 1 年以内の期限を限って休学を許可することができる。

4 休学等の関連事項については別に定める。

#### （復学）

第 2 3 条 休学した者が復学を希望するときは、校長に申請して、その許可を受けなければならない。

#### （除籍）

第 2 4 条 校長は、次の各号に該当する者を除籍することができる。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第 6 条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく授業料を納入しない者
- (4) 死亡した者

## 第6章 賞罰

### (表彰)

第25条 校長は、学業成績優秀で他の模範と認められる者を卒業の際、表彰することができる。

### (懲戒)

第26条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して懲戒を行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本校の秩序を乱し、学生の本分に反する者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

## 第7章 健康管理

### (健康管理)

第27条 本校に休養室を設け、学生及び職員の健康管理を行う。

2 健康管理に関する規程は別に定める。

## 第8章 図書

### (図書室)

第28条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

2 図書室に関する規程は別に定める。

## 第9章 職員組織および諸会議

### (職員組織)

第29条 本校に校長、副校長、校務主任、教務主任、専任教員、事務職員を置く。

### (諸会議)

第30条 本校に教育上重要な事項を審議するため諸会議を置く。

2 職員、諸会議に関し、必要な事項については別に定める。

## 第10章 検定料・入学料・授業料等

### (検定料・入学料・授業料等)

第31条 検定料、入学料、授業料等は別に定める額とする。

2 授業料等の納入については別に定める。

## 第 11 章 雑則

(雑則)

第 32 条 この学則の施行に関し、必要な事項については別に定める。

附則 この学則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この学則は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。